

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年5月13日(木)及び14日(金)に、新型コロナウイルス感染症の患者が63例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内7969～8031例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

- 【発生数】 8市5町で、10歳未満～90歳以上 計63人
- 【症状等の度合】 中等症2(60代1人, 70代1人), 軽症49, 症状なし12
- 【入院等の状況】 入院中4, 宿泊療養中15, 調整中44
- 【他事例との関連】 濃厚接触者26, 接触あり17, 調査中20
- 【県外往来等※】 あり12

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
大竹市	1						2	1			4
廿日市市					1	2					3
東広島市		1	3	1	4	5	3				17
安芸高田市		1			1		1				3
坂町	1		1	1			1				4
北広島町				1							1
三原市	1	2			2				2		7
尾道市					2		3	1		1	7
三次市			1	2							3
庄原市		1	1			2		1			5
府中町		1	1			2		1	1		6
熊野町			1								1
海田町	1				1						2
合計	4	6	8	5	11	11	10	4	3	1	63

【県民、事業者の皆様へ】

- 人と人との接触を8割削減するため、外出を半分に削減(20時以降の外出は更に削減)してください。また、出勤者割合を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の実施区域との往来は、最大限自粛するとともに、感染拡大地域への往来は、慎重に判断してください。
- 同居する家族以外との会食や、路上・公園等における集団での飲酒等を控えてください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お願い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。